

監 査 公 表

令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月11日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 長 尾 和 明
 高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和3年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 防災啓発・防災教育</p> <p>市は、学校などから防災マニュアルの提出を受けてはいるものの、上記大川小学校事故訴訟控訴審判決を踏まえた個別具体的な検証をしている形跡は認められない。市は、<u>学校などから定期的に防災マニュアルの提出を受け、当該学校などの立地する地域の実情や在籍児童生徒の実態を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行うべきである。特に、裁判例が挙げる避難場所、避難経路及び避難方法の記載、児童生徒の引き渡し条件と周知方法について、学校などの実情に応じた記載となっているか、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、より踏み込んだ確認を行い、不備があれば指導・助言を行う必要がある。</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 防災啓発・防災教育</p> <p>毎年、4月1日付けで全ての学校に文書を送付し、4月定例校長会で周知するとともに、夏季に開催している安全教育研修会では、防災マニュアルの提出を依頼し、各学校からの防災マニュアルの提出を受けております。</p> <p>提出後は、避難経路及び避難方法の記載等について確認し、指導・助言を行いました。</p> <p>また、令和6年度、特に津波災害等大きな被害が想定される学校については、学校を訪問し、避難場所及び避難経路の確認を実施いたしました(三里中：11月14日、南海中：11月21日)。</p> <p>引き続き、避難場所及び避難経路について確認を行い、指導・助言を行ってまいります。</p>

教育委員会学校教育課

第2. 外部監査の結果

6. 防災啓発・防災教育

市は、避難訓練における防災マニュアルの活用方法、学校などの校舎・校庭外の避難場所への避難、近隣の学校などとの合同訓練及び地域と連携した避難訓練など、多種多様な避難訓練を定期的に実施するよう、徹底した指導が必要である。特に、津波や地震災害に脆弱な地域に立地する学校などに対しては優先的に、ヒアリングや臨検などを通じて、避難訓練の実施状況を積極的に把握し、必要に応じて指導・助言を行うべきである。

教育委員会学校教育課

第2. 外部監査の結果

6. 防災啓発・防災教育

毎年、4月1日付けで全ての学校に文書を送付し、4月定例校長会で周知するとともに、夏季に開催している安全教育研修会においても、避難訓練について授業中に限らず緊急地震速報の活用等様々な状況設定での訓練を学期ごとに1回以上実施するように、学校に対して通知しております。

また、児童生徒自身による登下校経路における避難場所の確認についても、各学校に対し指導しております。